

小美玉市内小中学校における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

小美玉市教育委員会
令和2年8月24日策定
令和2年9月8日改訂
令和2年11月30日改訂
令和2年12月28日改訂

本ガイドラインは、「新型コロナウイルスに対応した学校再開ガイドライン」（令和2年3月24日 文部科学省）、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(令和2年12月3日一部改訂 文部科学省)、「学校再開ガイドライン」（令和2年12月18日一部改訂 茨城県教育庁学校教育部義務教育課）等に基づき、学校における感染拡大防止にあたっての留意点を示すものです。
なお、本ガイドラインは、今後の状況により、必要に応じて改訂、追加する場合があります。

1 はじめに

全国一斉臨時休業から、学校教育活動の再開に向け、令和2年5月25日からの分散登校、6月1日からの学校再開と、段階的にステップを重ね、8月7日に1学期を終了しました。

この間、文部科学省からの「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」の改訂が行われており、これを受け、本市でも、「小美玉市内小中学校における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」を作成しました。各学校においては、本ガイドラインを基本として、今後も制限のある教育環境のもと各種教育活動の充実に努めていただきたいと思います。

現在、東京都、大阪府などの大都市圏を中心に、再び、感染者数が増加傾向にあり、その感染拡大状況を注視する必要があります。その様な状況の中、本市の小中学校の児童生徒、教職員においては、感染は見られません。これは、各学校での感染拡大防止に向けた様々な取組および保護者、地域の方々の意識の高まりと協力体制の成果だと考えます。

このような小中学校の状況を踏まえながらも、最新の感染状況を鑑み、今後も本ガイドラインを基本として、感染拡大防止の観点から児童生徒の安全を第一とした教育活動の継続を進めていきます。

また、本ガイドラインは現段階においての考え方となります。今後の感染拡大の状況や国・茨城県の動向等で随時更新していくことになります。

2 基本的な感染拡大防止対策

(1) 学校生活全般において、3密（密閉、密集、密接）にならないよう配慮する。

① 十分な換気を行う。

- 可能な限り常時、2方向の窓を開けておくことが望ましい（廊下側と窓側を対角に開ける方法が効果的）。窓を開ける幅は10～20cm程度を目安とするが、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も考えられる。なお、廊下の窓を

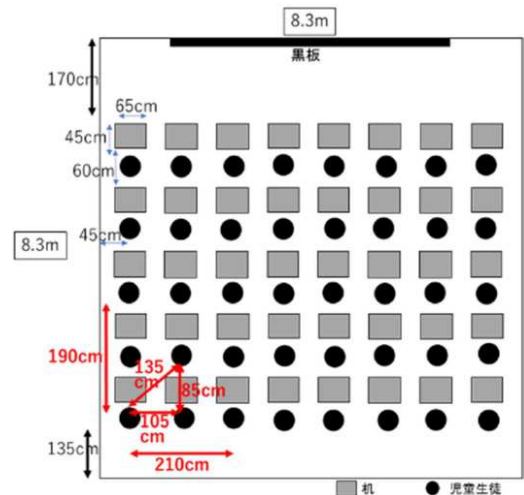


開けることも必要である。

- ・常時換気が難しい場合、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、数分間程度、2方向の窓を同時に全開にする（対角線上の窓を開けることが効果的）。
- ・窓のない部屋は、常時入り口を開ける、換気扇を用いるなどの対応をとる。
- ・昼食時には換気を強化するなど、児童生徒の活動の態様に応じた換気をする（政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、マスクを伴わない飲食を前提とする飲食店は二酸化炭素濃度1000ppm以下が望ましいとされている）。
- ・体育館等の広い部屋でも、窓の開放等により換気を行う。
- ・冷暖房設備使用時においても、換気の時間を設定する。
- ・夏季は熱中症対策として、換気による暑さ指数（WBGT値）の変化にも留意し、適切に冷房設備を使用する。
- ・冬季は、室温低下による健康被害が生じないように、児童生徒等に温かい服装を心がけるよう指導する。学校内での保温・防寒目的の衣服の着用については柔軟に対応する。

②教室の座席の配慮をする。

- ・児童生徒同士および児童生徒と教職員の間隔を1m程度空けるようにする。
- ・1mの距離を確保できない場合は、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことにより3密を避ける。
- ・間隔を最大限確保できるような机の配置を教室ごとに工夫する。
- ・座席を使用しない場合も目印を置くなど、児童生徒の立つ位置が分かるように工夫し、身体的距離を確保する。
- ・対面となる座席配置をしない。



図：「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」より、レベル1地域の参考例

③感染リスクの高い次の学習活動は、リスクの低い学習活動に変えたり、指導順序を変更したりして対応するほか、短時間での実施とする。

距離を十分に確保するなど対策がとれるのであれば、実施することもできる。

- ・児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループ活動
- ・近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ・音楽科における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱およびリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・家庭、技術・家庭科における「児童生徒が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育科における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ・合唱を行う場合には、通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和2年12月10日 文部科学省）を踏まえ、感染症対策を確実に行う。

<上記通知より抜粋>

- 1 マスク*は飛沫拡散防止の効果があるため、原則、着用することとします。
- 2 合唱している児童生徒同士の間隔や、指導者・伴奏者と児童生徒との間隔、

発表者と聴いている児童生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空けます。

3 立っている児童生徒の飛沫が座っている児童生徒の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避けるため、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにします。

4 連続した練習時間はできる限り短くします。常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行います。飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避けます。

※ここでいうマスクは、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の予防」の啓発資料による正しいマスクの着用（鼻と口の両方を隙間がないよう覆った）にのっとった形状のものをよぶ。

- ・マウスシールド、下部の開放が広いマスクなど、隙間のある形状のものは該当しない。
- ・フェイスシールドについては的確な取り扱いを行わないと感染を拡大させてしまう危険があり、専門的知識のない方が扱うことは危険であるので、合唱活動においての着用は推奨しない。

歌唱時のマスクの着用により息苦しくなるなどのケースでは、十分な距離（最低2m）をとってマスクを外して行うことも考えられますが、地域の感染が拡大しているような場合には、マスクを着用しないで行う合唱活動を一時的に制限するなどの対応も必要です。ただし、屋外で、十分な距離（最低2m）を確保して、向かい合わずに行う場合には、マスクを着用せずに行うことも考えられます。屋外に準じる程度に十分に換気の行き届いた空間（双方向の窓を全開している場合や、換気設備が整っている場合等）においても、同様とします。

※6月29日付けで一般社団法人全日本合唱連盟から示され、11月26日に更新された「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン」も参考にする。

④休み時間の過ごし方に留意する。

- ・休み時間中の行動には教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、必要なルールを設定するなど指導を工夫する。
- ・トイレの利用が混雑しないよう、時間や動線を指示する。
- ・会話をする際には身体的距離を保つよう指導する。
- ・常時、窓を大きく開放し、換気を行う。
- ・児童生徒同士の体が接触するような遊びは行わないよう指導する。
- ・休み時間終了後の手洗いを徹底させる。

⑤登下校時、校門や昇降口で密集が起こらないよう工夫する。

- ・可能な範囲で、登下校時間帯を分散する。
（徒歩、自転車通学の場合）
- ・炎天下等では熱中症の危険性があることから、マスクの着用は必ずしも必要とはしない。友達との距離を十分確保しながら通学したり、向かい合った状態で話しながら歩いたりしないように指導する。マスクを着用していない場合には、咳エチケットが大切であることも併せて指導する。
- ・低学年の児童等は自身の判断により対応することが難しいことから、気温や湿

度、暑さ指数（WBGT値）が高い日に屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行う。

- ・登下校中に具合が悪くなった場合には、安全な涼しいところで休んで水分を補給したり、近くの「こどもを守る110番の家」に知らせたりするなどの対応を、本人や周りの児童生徒が取れるよう指導しておく。
- ・水筒を持参し、交通安全に配慮して給水する。（登校時の熱中症への配慮例）
- ・帽子を着用したり、半袖体操服で登校したりするなど、服装に配慮する。（登校時の熱中症への配慮例）

（スクールバス通学の場合）

- ・可能な範囲で運行方法の工夫等により、過密乗車を避ける。
- ・運行前に、多くの児童が触れるドアノブ、窓枠等を消毒する。
- ・児童生徒に必ずマスクを着用させ、会話を控えることや手洗いや咳エチケット等を指導する。
- ・児童の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行う。（冷暖房使用時も）
- ・可能な限り間隔を空けて着席させる。

（公共交通機関を利用する場合）

- ・マスクをつけて乗車し、車内においては、友だちと密着した状態で話したりするような状況を避けるよう指導する。
- ・つり革や手すり、座席等からの感染リスクを避けるため、学校到着後に手洗いをするよう指導する。

⑥集会等は、感染拡大防止の条件を付加して実施する。

- ・身体的距離を確保し、マスクを着用する。
- ・屋内で実施する場合、窓、ドア等を開放し、十分な換気を行う。
- ・歌唱や、児童生徒同士が接触したり近い距離で対面したりする活動は行わない。
- ・最長、40分程度とする。

(2) 手洗い、手指消毒を徹底する。

- ・流水と石けんでの手洗いを基本とする。（石けんの常時設置を徹底する）
- ・流水による手洗いができない場合などには、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用する。
- ・外から建物内に入る時、咳やくしゃみをした時、鼻をかんだ時、トイレの後、給食の前後、共用の教材・教具を使用する前後、掃除の後等、こまめに行う。
- ・手をふくタオルやハンカチは個人持ちとして、共用はしないように指導する。
- ・授業時間をずらしたり休み時間を長くしたりするなど、トイレ使用や手洗いが密集しないように工夫する。
- ・児童生徒には、接触感染の仕組みと手洗いの重要性について理解させるとともに、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないように指導する。
- ・教職員や学校に出入りする関係者も手洗いを確実にを行う。

手洗いの6つのタイミング



- (3) マスクの着用，咳エチケットの指導を徹底する。
- ・教育活動においては，身体的な距離が十分とれないときはマスクを着用する。
 - ・体育の授業においては，必ずしもマスクの着用は必要ない。ただし，十分な身体的距離がとれない状況で，十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には，着用する。地域の感染が拡大している場合には，マスクを着用していても，リスクの高い活動は慎重に行い，また 特にリスクの高い活動は一時的に控えるなど，適切に対応する。
 - ・児童生徒がマスクを忘れて汚したりした場合の対応として，予備のマスクを用意しておく。
 - ・マスクを外す際はゴムやひもをつまんで外し，マスクの表面には触れずに，内側を折りたたんでビニール袋に入れるなどの扱い方を児童生徒に指導する。また，マスクを置いたり持ち運んだりするための布又はビニール袋を持参させ，外した際の保管にも注意させる。
- (4) 健康観察カードのチェックの徹底，検温未実施者への対応
【「4 児童生徒の健康管理」を参照】
- (5) 管理職による教職員の健康管理を行う。
【「5 教職員の勤務について」を参照】
- (6) 児童生徒の身体的距離への意識や「新しい生活様式」の習慣化，他者への思いやりをはぐくむ教育活動を実践する。
- (7) 学校医，学校薬剤師等と連携し，健康管理体制を整えるとともに，学校教育活動全般を通じ，適切な清掃活動により環境を整え，的確な消毒作業により，衛生状態を良好に保つよう努める。

3 熱中症対策について

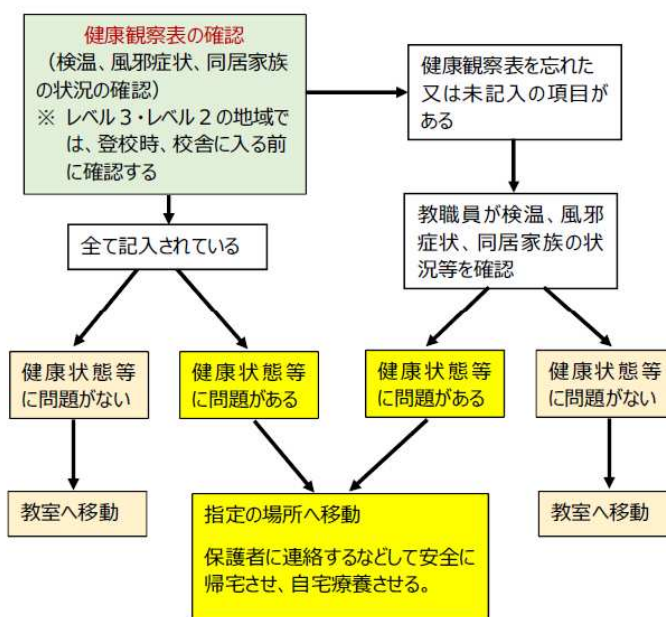
- (1) 暑さ指数（WBGT値）を考慮して授業等を実施する。マスクの着用で熱がこもることも配慮する。熱中症等の健康被害が発生する可能性がある判断した場合は，「近距離での会話を控える」，「身体的距離が確保できている状況」等で，適宜，マスクを外すなど着用について配慮する。
- (2) 児童生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などには，マスクを外したり，一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど，自分の判断で適切に対応できるよう指導する。
- (3) 水筒を持参させ，登下校時や休み時間等に水分補給をさせるとともに，活動時にはこまめに休憩を取らせる。
- (4) 室内環境に配慮し，冷房と換気を併用する。

4 児童生徒の健康管理

- (1) 家庭と連携し，登校前の健康観察を実施する。
- ・家庭との連携により，毎朝の検温および体調管理を徹底する。
 - ・発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒は，自宅で休養することを徹底する。
 - ・登校時に「健康観察カード」などを活用して児童生徒の検温結果および健康状態

を把握する。

- ・家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、教室に入る前に、検温および健康観察等を行う。
- ・児童生徒の家族、同居人に、発熱、風邪の症状がある場合、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準で示されている感染レベルがレベル2・3の際は、登校しないようにする。レベル1の際は、児童生徒の登校を控えることなどで、保護者の理解と協力を得ながら感染症対策に努めること。



<健康観察カードを使用した登校時の健康観察（例）>

(2) 登校後の体調の変化に留意する。

- ・登校後、発熱等の風邪の症状がみられる場合には、保護者に連絡して、安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養させる。
- ・学校にとどまる場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をする。
- ・保健室のベッドを使用した場合は、手すりは消毒用エタノールまたは0.05%次亜塩素酸ナトリウム消毒液等による消毒や布団の日光消毒を行い、該当児童生徒が使用したシーツを洗う。また、該当児童生徒が使用したトイレの水洗レバー、ドアノブ、水道の蛇口等を消毒する。
- ・発熱および風邪の症状が見られた児童生徒と同様の症状がないか、同学級や近接学級の児童生徒の状況を確認する。

(3) 症状により、「帰国者・接触者相談センター」やかかりつけ医等に相談するよう家庭に連絡する。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、味覚障害、高熱等の症状がある時
- ・発熱、咳、鼻水などの風邪症状が4日以上継続している時

5 教職員の勤務について

(1) 教職員各自が体調管理に努め、毎朝の健康観察を実施する。

- ・児童生徒と日々接する立場として、日頃より体調管理に努める。職場はもとより、

職場外でも感染予防の徹底に努める。

- ・毎朝の検温や風邪症状の確認を行い、症状がある場合は自宅で休養する。
- ・教職員も、手洗いや咳エチケット、マスクの着用を徹底する。
- ・本人および家族、同居人に、感染の可能性がある（かかっている疑いがある）場合は、出勤を控え、自宅で休養する。
- ・感染リスクが高くなっていると判断する場合、家族、同居人に、発熱、風邪の症状がある場合は、出勤を控え、自宅で休養する。

(2) 職員室等での密集を避ける。

- ・職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2 m）し、会話の際は、できるだけ真正面を避ける。
- ・職員室内に十分なスペースを確保できない場合は、空き教室等を活用して校内で分散勤務することも検討する。
- ・職員会議等を行う際は、最少の人数に絞ること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、オンライン会議システムの活用などを検討する。

(3) 県外への出張については、その必要性を検討する。

(4) 教職員が感染者・濃厚接触者等になった場合は、ガイドラインに従い、適切に対応する。

6 給食について

(1) 給食の時間の留意事項について

① マスクの着用

- ・給食の時間（配膳等）におけるマスクの着用は、くしゃみ又は咳の飛沫を防ぐ等、食品衛生上の危害の発生を防止するものであるため、必ず使用する。

② 手洗い

- ・給食当番はもとより、児童生徒等全員が給食前後に必ず流水と石けんでの手洗いを徹底する。

③ 配膳等

- ・給食の配膳を行う給食当番や教職員に対し、配膳前に再度健康観察を行い、適切でないと思われる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。（下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無等）
- ・衛生的な服装を徹底する。（エプロン、三角巾、マスクの着用）
- ・配膳時は、会話をせず、できる限り1 m程度の間隔をあけて一人ずつ順番に食品を取るなど、学級の状況に応じた配慮を行う。
- ・盛り付けの際は、トング等の使いまわしをしないよう、担当者を決める。
- ・一度配膳されたものを食缶に戻さない。
- ・おかわりの配膳は、担任が行うなど、衛生および感染予防に配慮する。

※配膳の工夫例

- ・おかずや汁物は、学級担任などの教職員が盛り付けをする。

④ 会食時

- ・会食は、机を向かい合わせにせず、座席の間隔を1 m程度離し、飛沫を飛ばさないよう会話を控える。
- ・会食中は、マスクを外すため、机上にティッシュやハンカチ等を置き、いつで

も使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底する。

※会食の工夫例

教室以外の場所も使用し、食事場所を分散させる。

⑤後片付け等

- ・食器等の後片付けを行う場合には、マスクを着用し、できる限り1m程度の間隔を空けて一人ずつ順番に行う、他の児童生徒の使った食器を触らないようにするなど、学校の状況に応じた配慮を行う。
- ・牛乳パックはまとめず、ゴミ袋に入れる。
- ・片付けの後、手洗いを行う。

⑥昼食後の歯みがき

- ・手洗い場の密集を避ける等、感染防止に配慮する。
- ・教室で行う際は、換気に十分注意する。
- ・歯みがきは、なるべく口を結んで行う。
- ・すすぎは10mlくらいの少ない水で、1～2回のブクブクうがいをする。

7 清掃・消毒について

(1) 清掃活動について

- ・感染拡大防止措置（換気、マスクの着用、3密の回避）を十分に行った上で、実施する。
- ・床は、通常のコleaning活動の範囲内で対応し、特別な消毒作業は行わない。
- ・ごみの回収、洗面所掃除、トイレ掃除等は、必要に応じて、使い捨て手袋を使用する。
- ・机や椅子についても特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）を使用して通常のコleaning活動の範囲で清掃を行う。
- ・ほうきやモップなど、共用する用具は使用する前後に手洗いを行うよう指導する。
- ・清掃後は、必ず石けんを使用して手洗いを行う。
- ・感染リスクが高くなっていると判断する場合は、児童生徒に清掃活動は行わせない。

(2) 消毒作業について

① 普段の消毒

- ・感染者が発生していない状況において、清掃活動とは別に、消毒作業は行わない。
- ・大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日に1回（下校後）、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで教職員が消毒を行う。
- ・物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の濃度を満たした次亜塩素酸水を使用する。
- ・消毒作業中、作業後は換気を十分に行う。

② 感染者が発生した場合の消毒

- ・児童生徒や教職員の感染が判明した場合には、保健所および学校薬剤師等と連

携して消毒を行う。

- ・感染者が活動した範囲を特定して、感染者が高頻度で触った物品を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒する。
- ・トイレについては、消毒用エタノールまたは0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒する。

8 部活動の実施について

(1) 基本的な考え方

- ・可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行う。
- ・児童生徒の検温，健康観察を行い，風邪等の症状がある場合は参加を見合わせ，自宅で休養するよう指導する。
- ・活動再開に当たっては，活動目的や活動内容および計画について，児童生徒・保護者に十分な説明を行った上で実施するとともに，参加を強制しない。
- ・各競技団体等より，別途通知が発出されている場合は，通知内容を基に活動内容を検討する。
- ・「茨城県部活動の運営方針」および「小美玉市部活動の在り方に関する活動方針」を準拠し，短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組む。

(2) 感染症対策

①活動場所について

- ・屋内で実施する場合は，ドアを広く開け，こまめな換気や消毒液を設置するとともに，児童生徒が手を触れる箇所の消毒を徹底する。また，長時間の活動を避け，十分な身体的距離を確保できる少人数による活動とする。

②用具等について

- ・器具や用具等を共有で使用する場合については，使用の都度消毒を行うのではなく使用前後に手洗いを行う。
- ・児童生徒間で不必要に使い回しをしない。

③その他

- ・開始前後の手洗い等感染予防対策を実施し，ハイタッチや握手，大声での掛け声や発声は控えさせる。
- ・屋内において多数の児童生徒が集まり，呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避ける。
- ・ミーティングは，密集を避け，指導者と児童生徒，児童生徒間の距離（1 m程度）をあけて実施する。
- ・部室，更衣室等の利用については，短時間の利用とし一斉に利用することは避ける。
- ・運動部活動でのマスクの着用については，体育の授業における取扱いに準じること。

(3) 練習試合，合宿の実施について

- ・会場への移動時や会場での更衣室の利用時など，スポーツ活動以外の場面も含め，各部ごとに対応策を講じるのではなく，学校として責任をもって感染症対策を行う。
- ・県外の学校との練習試合，合宿は，今後の感染状況や競技の特性を考慮した上で，実施を妨げるものではない。なお，部活動を担当する教員のみで決定するのではなく，学校として実施の必要性を協議し判断する。

- ・用具等については，児童生徒間で不必要に使いまわしをしないよう指導する。
- ・文化部における合同練習等についても同様の対応とする。

9 学校行事の実施について

(1) 基本的な考え方

- ・学校行事は，児童生徒の学校生活に潤いや，秩序と変化を与えたりするものであり，それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ，実施する学校行事を検討する。
- ・その上で，感染症拡大を予防しながらねらいが達成できるよう，開催する時期，場所や時間，開催方法，準備の方法等について，前例にとらわれず検討する。

(2) 修学旅行

- ・実施については，感染防止対策を最優先として，実施の時期や交通手段，方面などについて検討する。

(3) 運動会等

- ・実施に当たっては，3密とならないよう，実施内容や方法（例えば，半日での開催など），実施時期を検討する。
- ・児童生徒が密集する運動や，児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については，実施を見合わせることも考えられる。
- ・開閉会式での児童生徒の整列，児童生徒による応援，保護者等の参観，児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても，一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとともに，保護者等に対しても，手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。

(4) その他の行事における工夫の例

① 文化的行事（学習発表会，音楽会，クラブ発表会，文化祭など）

- ・小グループやパートごとの練習を基本とし，全員で集まって練習する機会はリハーサルのみとする。
- ・学年ごとの発表を映像や音声にとり，校内放送で流す 等

② 遠足・集団宿泊的行事（小学校），旅行・集団宿泊的行事（中学校）

- ・バス等による移動に際して，車内の換気に十分留意し，マスクを着用し，余裕をもって座れるようにする 等

③ 勤労生産・奉仕的行事（校内美化活動や地域清掃など）

- ・大掃除は，日頃の清掃指導を徹底し，回数等を精選する
- ・校外活動は，一斉ではなく，グループに分かれて時期や場所をずらして実施する 等

④ 健康安全・体育的行事（避難訓練など）

- ・避難訓練や引き渡し訓練，防犯訓練などについて，各教室で事前指導を十分にを行い，全体での時間をかけずに実施できるようにする。

10 児童生徒に対する正しい知識の指導

児童生徒が，新型コロナウイルス感染症およびその感染症予防対策について正しい知識を身に付け，自ら感染のリスクを避ける行動をとることができるよう，発達段階に応じた適切な指導を行う。

(1) 感染拡大防止に向けた内容の指導

- ・手洗いは接触感染を予防するのに効果があること
- ・手洗いは正しい方法で行わないと予防にならないこと
- ・飛沫感染を防ぐためにも、3つの咳エチケットを実践すること

【3つの咳エチケット】

- ①マスクを着用する。(口・鼻を覆う)
- ②マスクがない時は、ティッシュやハンカチで口・鼻を覆う。
- ③マスクがなく、とっさの時は袖で口・鼻を覆う。



(2) 個人として意識させる内容の指導

- ・ウイルスは、自分自身で増えることはできないが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えること。
- ・新型コロナウイルス感染症は、現時点(令和2年4月)では、飛沫感染または接触感染により感染するとされていること。
- ・感染症を予防するためには、運動、食事、休養および睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること
- ・ウイルスに感染していても症状が出ない場合があり、その人たちが、知らないうちに感染を拡げてしまうことがあること。
- ・妊婦や高齢者、基礎疾患がある場合は、重症化するリスクが高いことが報告されていることから一層注意が必要であること。
- ・ウイルスから、自分自身を守るため、そして、大切な人を守るため、「不要不急の外出を避ける」「3密を避ける」等の感染症の予防策の徹底が必要であること。
- ・心配なことがあったら、一人で抱え込まずに、周囲の人に相談する。
- ・感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと

(3) 「新しい生活様式」の習慣化

- ・児童生徒の新しい生活様式の習慣化には、児童生徒の指導のみならず、地域・家庭等の協力を得ながら、学校全体として取り組む。
- ・放送や掲示物等を活用し、日常生活の中で意識化を図る。

11 保護者、来校者の対応

(1) 保護者および来校者の対応について

- ・保護者および来校者については、健康チェックカードの記入、マスク着用、手洗いや手指消毒を依頼し、感染対策の徹底を図る。

(2) 児童生徒の健康観察カードの保管について

- ・児童生徒から回収している健康観察カードは、3か月間保管する。行事参加の保護者や来校者の健康チェックカードについても同様とする。

12 新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等の判断基準について

(1) 臨時休業を判断するうえでの総合的に考慮する観点

① 感染者等の学校内における活動の態様

感染者が、学校内でどのような活動を行っていたか。屋外で主に活動していた場合と狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得

た場合など、活動の態様によって感染を広めるおそれは異なる。

②感染者の接触者の多寡

上記「①」と同様、不特定多数との接触があった場合などは感染を広げている恐れが高まる。

③地域における感染拡大の状況

地域において、感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと考えられる。

④感染経路の明否

学校内で感染者が複数出た場合、学校内で感染した可能性もあり、学校の臨時休業を実施する必要性が高いと考えられる。

※感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが低い場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと考えられる。

(2)感染者が出た場合の学校の対応

・児童生徒や教職員の感染が確認された場合、市教育委員会は、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについて、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討し判断する。

・学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体を臨時休業とすることが考えられる。

※学校内で感染が広がっている可能性が高い場合のイメージ（例）

家庭内感染ではない感染者が複数発生

感染者が不特定多数との間で、マスク着用なしで、近距離での接触があった

・上記以外の場合には学校教育活動を継続するが、状況に応じて感染リスクの高い活動の見直しや、マスクを着用しない活動の制限など、警戒度を上げる工夫を考える。

※休業範囲については以下のようなことが考えられる。

①他学級との交流なし ⇒ 学級単位の休業

* 欠席していたなど、学級内においても交流が認められない場合はこの限りではない。

②他学級との交流あり ⇒ 学年単位の休業

③他学年との交流あり ⇒ 学校全体の休業

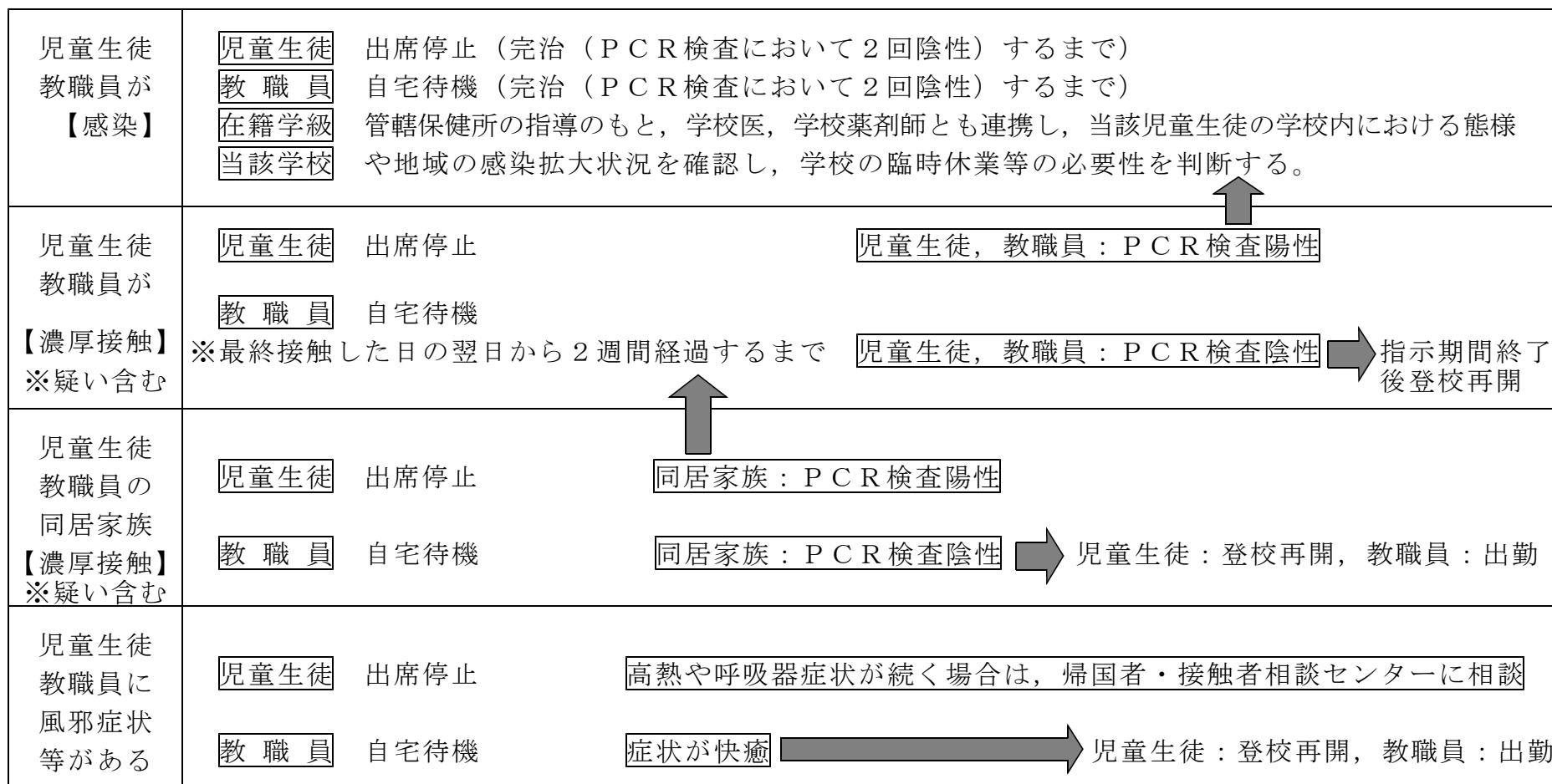
④活動範囲の把握困難 ⇒ 学校全体の休業

- ・保健所が、感染者本人に行動履歴等をヒアリングし濃厚接触者を特定するが、学校においても把握に努める。
- ・濃厚接触者を含む学校全体の健康観察を徹底する。
- ・感染した児童生徒に兄弟姉妹等がいる場合、保護者の了解を得たうえで個人のプライバシーに配慮しながら、国公立立問わず兄弟姉妹等の通う学校・園と、公表等の対応について情報共有を図る。

(3) 児童生徒，教職員とその家族に感染者等が判明した場合の判断基準（目安）

- 児童生徒または教職員に感染者が発生した場合は，該当校単位で臨時休業等の判断をする。
 ○対応にあたっては，管轄保健所の指導のもと，学校医，学校薬剤師等とも連携して必要な対応および措置を実施する。
 ○感染者が判明した場合や濃厚接触者となりPCR検査対象となる場合は，市教育委員会へ連絡する。

【対応フロー図】



【関係機関等の連絡先】

- | | | | |
|------------|----------------------|-----------------|--------------|
| ■小美玉市教育委員会 | 0299-48-1111（内線2231） | ■小美玉市小川保健相談センター | 0299-58-1411 |
| ■水戸中央保健所 | 029-241-0100 | ■帰国者・接触者相談センター | 029-301-3200 |